

福井県報

第 2667 号
平成 27 年
10月9日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

告示

目次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（五三三、五三四・障害福祉課）……………一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更（五三五・同）……………二

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退（五三六・同）……………三

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定（五三七・同）……………三

○農用地利用配分計画の認可申請（五三八・地域農業課）……………三

○保安林の指定の予定（五三九・森づくり課）……………四

○土地改良区の定款変更の認可（五四〇）……………四

○（五四四・丹南農林総合事務所）……………四

○道路の位置の指定（五四五・丹南土木事務所）……………四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（原子力環境監視センター）……………五

○建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任（二件・建築住宅課）……………五

告示

福井県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	クスリのアオキ舞屋薬局	福井市舞屋町6-5-2	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512	平成27年10月1日

福井県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
育成医療更生医療	チューリップ神明薬局	鯖江市札町30字2-3	チューリップ調剤株式会社	代表取締役 武内 泰司	富山県富山市牛島町1-4	平成27年10月1日
育成医療更生医療	クスリのアオキ舞屋薬局	福井市舞屋町6-5-2	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512	平成27年10月1日

福井県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧

育成・更生医療 精神通院医療	名称	フラーワ一薬局たんぽぽ店	坂井市三国町北本町2-63-1	フラーワ一薬局たんぽぽ店	たんぽぽ薬局
-------------------	----	--------------	-----------------	--------------	--------

福井県告示第536号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第28号）第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。
平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
内科・リウマチ科	中村 徹	医療法人 林病院	越前市府中1丁目5-7	平成27年6月9日

福井県告示第537号

平成27年10月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。
平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
内科	佐藤 岳彦	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	勝山市長山町2丁目6-21
内科	宇都宮 一正	福井リハビリティセンター病院	福井市南檜原町20-2
内科	平澤 元朗	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
外科	吉羽 秀磨	福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1
整形外科	荻野 博子	福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1
整形外科	相模 昭嘉	福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1

福井県告示第538号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の

規定に基づき、福井県農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により告示する。

なお、この告示に係る利害関係人は、この告示の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、福井県知事に意見書を提出することができる。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名または名称		
株式会社耕	福井支店	坂井市三国町加戸3字10-1
株式会社耕	福井支店	坂井市三国町加戸3字10-1
株式会社耕	福井支店	坂井市三国町池上27字55番1
		ほか2筆
		ほか20筆

2 縦覧期間

平成27年10月9日(金)から10月

23日(金)まで

3 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県農林水産部地域農業課

4 意見書の提出先

福井県農林水産部地域農業課

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県告示第539号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

今立郡池田町菅生74字地築谷山3の1、3の2、15、77字菅ヶ谷山3の1、3の2、3の5、78字下田ヶ谷山3の1、4、5、西角間111字墓ノ谷1の1、129字エソ谷1の2、東角間83字造り道山3、4、東俣101字上之山4、107字下寺谷20

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木が存在する市町に属する市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

福井県告示第540号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成27年

9月28日付けで立待吉江土地改良区の定款

変更を認可したので、同条第3項の規定により

公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第541号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成27年

9月28日付けで鯖江片上土地改良区の定款

9月28日付けで鯖江片上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成27年

9月28日付けで鯖江東部土地改良区の定款

変更を認可したので、同条第3項の規定により

公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成27年

9月28日付けで田中土地改良区の定款変更

を認可したので、同条第3項の規定により公

告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、平成27年

10月1日付けで鯖江河和田土地改良区の定

款変更を認可したので、同条第3項の規定に

より公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第545号

建築基準法(昭和25年法律第201号)

第42条第1項第5号に規定する道路の位置

を指定したので、建築基準法施行規則(昭和

2 5年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福井県丹南土木事務所長 中村

和弘

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

鯖江市橋立町4-68

酒井 正二

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市舟枝町2字岸下33番1、33番4、34番3、37番	4.11	
2、38番の一部、39番の一部、34番2地先～39番地先、4字木戸口71番2	4.57	40.2

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

1 落札に係る物品の名称および数量

「放射線監視テレビカメラシステム観測局
気象測定器更新事業」に係る業務 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地

福井県原子力環境監視センター

福井県敦賀市吉河37号1番地

3 落札者を決定した日

平成27年9月14日

4 落札者の名称および住所

銀屑福井株式会社

福井県福井市板垣4丁目715

5 落札金額

16,632,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年7月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、一般財団法人ベタリーピンズに構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

一般財団法人ベタリーピンズ

2 指定構造計算適合性判定機関の住所

東京都千代田区富士見二丁目7番2号

3 業務区域

福井県全域

4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区富士見二丁目7番2号

5 委任する構造計算適合性判定の業務

構造計算に係る床面積(建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物

について、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ))が5,000㎡を超える建築物および構造計算に係る

床面積が5,000㎡以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれないもの

6 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年10月15日

7 その他

一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で5に掲げる建築物を含む場合は、5に掲げる建築物以外の建築物の構造計算適合性判定も委任する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月9日

福井県知事 西川 一誠

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

2 指定構造計算適合性判定機関の住所

東京都港区西新橋一丁目15番5号

3 業務区域

福井県全域

4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目15番5号

5 委任する構造計算適合性判定の業務

構造計算に係る床面積(建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物について、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ))が5,000

0㎡を超える建築物および構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれないもの

6 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年10月15日

7 その他

一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で5に掲げる建築物を含む場合は、5に掲げる建築物以外の建築物の構造計算適合性判定も委任する。

平成二十七年十月九日印
平成二十七年十月九日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
(株)竹下印刷所

☎033-3311番